

伊賀市LED街路灯の購入仕様書

1 品名及び数量（運搬費含む。）

LED照明（防犯灯・10VA未満）	1,530個
LED照明（防犯灯・20VA未満）	90個

2 規格・品質

公益社団法人日本防犯設備協会が実施する優良防犯機器認定制度（RBSS）に認定された機種であること。

LED照明（防犯灯・10VA未満）、LED照明（防犯灯・20VA未満）とも昼白色または明光色であること。

明るさセンサ内蔵し、一定の明るさに応じて自動消灯する機能を有していること。

耐用期間は、点灯時間6万時間以上を有するものであること。

屋外環境での使用に耐え得る構造を有しており、防塵防水性能はIP44以上で、動作環境は-20度以下から35度以上であること。

取付バンドを用いて電力柱又は鋼管ポールに取付ができるものであること。

LED照明防犯灯・10VA未満について、ランクS以上、設置間隔はクラスB+ 18m以上であるもの。

LED照明防犯灯・20VA未満について、ランクLL以上、設置間隔はクラスB+ 40m以上であるもの。

製造メーカーは、照明器具の製造・販売実績が15年以上あるものであり、国内で製造しているものとする。

LED照明防犯灯・10VA未満及びLED防犯灯・20VA未満の規格毎に同一の製品で納入すること。

納品時点において、製造日から1年が経過していないものを納入すること。

3 納入期限

令和3年10月31日

4 納入場所

伊賀市治田3547番地の11他指定する場所（伊賀市環境センター及び伊賀市内各地区市民センター等、50箇所程度）

5 納入方法

契約締結後、機種認定及び製品納入可能時期を調整し、その後、本市から供給者あてに送付した配送先リストに基づき納品すること。また具体的な納品時期が判明した際は、

送付リストの納品先に、納品予定日を事前に連絡を行ってから納品すること。

6 保証

納品を行った日から下記の故障、不具合が発生したときは、供給者は速やかに故障の状況に応じて部品の交換、修理、それに伴う電柱若しくは外灯ポール等への機器の脱着、代替機器との取替え等は無償で行うこと。ただし、器具メーカー及び供給者の責めによらない不具合を除く。

照明器具 : 1年間

電源ユニット : 3年間

その他保証については、器具メーカーの規定による。

なお落札者は故障、不具合等が発生した場合は、一般的な売買における故障受付、器具メーカーへの取次等の対応を行うものとする。

7 支払条件

納品が行われた日の翌月10日までに検査に合格し、かつ伊賀市所定の要件を満たす請求書を提出したものについて支払いを行う。

分納については可とするが、支払いについては、すべての納品が行われた検査後とする。

8 その他

この仕様書に規定する内容以外の事由については、本市と供給者がその都度協議するものとする。ただし、協議が整わない場合は、供給者は本市の指示に従うものとする。また本仕様に基づき購入を行ったLED照明については、伊賀市LED街路灯の支給に関する要綱（令和元年伊賀市告示第93号）第3条に基づき、申請のあった住民自治協議会等に支給を行うものであり、同第5条に基づき設置及び維持管理にかかる費用等は、支給を受けた住民自治協議会等が行うものとなるので、初期不良等に関する対応についても、直接支給を受けた住民自治協議会等となる。